

**みつなが 敦彦議員（日本共産党 京都市左京区）** 2021年9月28日

**コロナ禍の今こそ、最低賃金の引き上げ、消費税減税を**

【みつなが議員】日本共産党の光永敦彦です。通告により知事並びに関係理事者に質問します。

初めに、コロナ禍での経済・産業政策についてです。

私の地元・左京区では、昨年来16回にわたり「左京連帯ひろば」として食材提供と、なんでも相談会を積み重ね、私はそのほぼすべてに相談員として参加をしてきました。相談の内容は、当初、支援制度の利用の仕方や、家賃などの相談、解雇への相談が多かったのですが、コロナ禍が長引く中で、仕事がなくなったり、休業になり、賃金が減ったりまた止まった途端、貯えもなく、食料にも困る「暮らせない」状況になり、生活困窮の訴えが激増するなど、中小零細事業者と雇用者それぞれが同時に深刻となってきています。

中でも困窮の訴えは、とくに非正規労働者、女性労働者が多く、飲食業や小売り、観光業が行き詰まり、それにより仕事を失い、コロナ感染の心配や子育てなどで、就職活動すらままならないと悲鳴が広がっています。このため、仕事と賃金の保障、そして地域経済の両方を改善していく必要があります、それらを進めるために実効的な中小企業支援がカギとなるのではないのでしょうか。

こうした中、今年最賃改善の目安答申が出た途端、「政府も役割を果たせ」（朝日）「コロナ不況下でこそ、政府は最低賃金を引き上げる環境を整えなければならない。それが、経済の底上げになる」（毎日）などの報道が相次ぎました。まさに、「改善された最低賃金の支払い環境は政治がつくる」というこの合意は、コロナ禍の中だからこそ踏み出せるのではないのでしょうか。

もともと、最低賃金の改訂時の中小企業支援は、政府の「業務改善助成金」制度がありますが、京都府では年間40件ほどの利用で、菅政権が掲げてきた「成長戦略」に合致した中小企業、すなわち先に投資したことへの補助でしかなく、「先に出せる金があれば苦勞しない」「条件にかなうところだけ支援し、あとは淘汰なのか」との声があちこちで上がるのは当然となっています。今必要なことは、労働者の消費購買力が高まり、地域にお金が巡るまで、直接に無条件に公平に地域の中小企業・小事業者を支援する制度が、多くの皆さんから待たれていますし、経済政策の中心となる規模が必要です。最賃を受け取る労働者も払う経営者も、地域経済の主役です。国と自治体がこの両方に責任を果たすことが今ほど求められている時はありません。

日本商工会議所が2019年に行なった最低賃金影響調査の中で、「最低賃金引上げに対応するために必要と考える支援策」で「税・社会保険料負担の軽減」が65%とトップとなりました。

そこでまず伺います。今年8月5日に出された最低賃金京都地方審議会の答申では、他県と同じ28円の改善にとどまりました。一方、審議会の総意として抜本的な中小企業支援の転換を国に求めました。その中では、「政府の生産性向上のための業務改善助成金については、現場の声が求める抜本的で実効性のある支援には極めて不十分、直接的支援が必要」とし、「中小企業・小規模事業者の健全で持続的な発展に資するとともに、直接的に賃金引き上げが可能となる環境整備を図るため、真に『直接的かつ総合的な抜本的支援策』をハード・ソフト両面から着実に講じること」など、昨年削除された中小企業支援策についての文言を復活させ、労働者の最低賃金を改善するうえで国の役割を真正面から問うこととなりました。この点について知事はどう受け止めておられますが、ご所見を伺います。

また、同答申では、「社会保険料の軽減」「消費税の一定期間の減税」「労働者の可処分所得を実質的に

増やす」ことを国に求めています。知事は、これまで幾度となく、わが党の同様の質問に、「国が決定すること」「消費税は社会保障財源として必要と国が述べている」との答弁を何度もくりかえしてこられました。これら三つの点について、コロナ禍のもとで、知事はどうお考えですか。私は、今、国の経済政策、政治の根本が問われており、「労働者の懐をあたためて、暮らしも地域も元気にしていく」道を本気で知事が国に求めるとともに、京都府としても具体化していくことが必要と考えます。知事ご自身の言葉で明確にお答えください。

さらに、最低賃金は今回 937 円となりましたが、全国平均の最低賃金の加重平均は 930 円となっています。世界では、コロナ禍でこそ賃上げが必要として、全国一律最低賃金制度となっているフランス 1,333 円、ドイツ 1,359 円、イギリス 1,354 円と、それぞれ引き上げられています。一方、民間のみならず、自治体でも、日本では、多くの非正規労働者が最賃レベルで業務についておられます。コロナ禍でこそ、正規雇用を増やすためにも、最低賃金は、時給 1,500 円をめざすことが必要と考えます。知事のご所見を伺います。

**【西脇知事：答弁】** コロナ禍の中小企業支援と最低賃金引き上げについてでございます。昨年度の京都府最低賃金審議会の答申では、中小企業支援策に特に触れられておりませんでしたけれども、今年度は最低賃金を 28 円引き上げるとの答申が示されたところであり、その実現のためには令和元年度と同様、経営力強化にむけた実行制のある中小企業支援策が必要であると言及されたところでございます。

今年度の答申は、過去に私が答弁しましたとおり、最低賃金の引き上げは労働者の生活の安定と向上に加え、経済の好循環による地域経済の活性化にとって重要である一方、賃上げの原資となる収益の拡大が求められる中小企業の生産性向上にむけた取り組みが不可欠という主旨を盛り込んだ内容となっております。京都府ではかねてから中小企業応援隊の伴走支援のもと、エコノミックガーデニング事業などにより、中小企業の経営力強化にむけて支援をしておりますが、長期化するコロナ禍での最低賃金の引き上げという厳しい経営環境を踏まえ、収益改善につながる緊急支援策に必要な予算案の提案をしているところでございます。

京都府では人就業支援、人材確保計画にもとづき 4 年間で非正規雇用 4 万人の就業拡大にとりくんでおり、コロナ禍の昨年度も約 9800 人の正規雇用を実現いたしました。また、新規学卒者が、第 2 の就職氷河期にならないよう「ストップ氷河期・学生就職事業」にとりくんでいるところでございます。加えて、コロナ禍の影響は、非正規の方々に顕著に表れていることから、休職者を一定期間雇用し収入を補償しながら研修と企業実習により、正規雇用につなげる「京都未来塾」事業を行うとともに、特に一人親を含めた非正規助成に向けては循環相談員によるアウトリーチ型の就業サポートを行う非正規雇用助成就労事業に取り組むなど、一人でも多くの方が安定した雇用条件のもとで活躍できるよう全力で取り組んでおります。

最低賃金 1500 円を目指すべきとのご提案につきましては、労働者の生活が安定し、向上することと企業の事業継続とのバランスを図りながら、着実に一步一步引き上げていくことが大切であると考えております。

**【鈴木商工労働部長：答弁】** 社会保険料の軽減、消費税の一定期間の減税、労働者の可処分所得を実質的に増やすことに対する認識についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、幅広い業種の事業者等に深刻な影響が顕著となっております。議員、ご指摘の問題につきましては、単独の府県で解決できるものではなく、社会福祉施策とのバランスを図りながら、国において検討され

るべきものと考えております。去る7月6日には、京都府議会において、経済対策緊急支援対策を求める意見書が全会一致で可決されたところであり、京都府独自に、また全国知事会を通じても、税や保険料の減免猶予等の措置を講じるよう、国に対して要望や緊急提言を行ったところでございます。

**【みつなが議員：再質問】** 知事に再質問させていただきます。京都府の事業の説明を私は求めているわけではありません。質問にちゃんと答えていただきたいんですけども、先日、行われた近畿2府8県議会議長会議で、京都府と兵庫県が共同提案して、全体で確認された国の提出議案の中に、「最低賃金引上げを図る中小企業、個人事業主に対して賃上げができる環境整備を努める」と書かれており、また「国税、地方税、各種保険料の減免・猶予等の措置を講ずること」とされています。ご存じのことかと思えます。

これらは、もちろん消費税を含めたもので、これが地方二元代表の一翼を担う議会の意思だと思えます。先ほどの答弁は、部長の答弁も含めて非常に曖昧だったと思えます。

改めて伺いますが、最賃引き上げと一体に、中小企業支援、特に、中でも緊急に、協力金等の対象にならない事業者への支援策についてどう具体化を図られるのか。消費税の一定期間の減税についても書かれておりますけれども、知事自身はどうお考えか。必要と考えるのかどうか、明らかにしてください。

**【西脇知事：再答弁】** 最低賃金の引き上げについて、当然これは引き上げる中小企業にとっての経営力強化も必要でございますので、引き続きそこには取り組んでおりますけれども、2元代表制のもとの要望をとりまとめられております。当然、我々としても、議会の意思を尊重しながらまさに両輪として必要な施策の実現に取り組んでまいりたいと思っております。例えばでございますけれども、先ほど言及がありました「業務改善費」につきましても、設備投資の要件について、緩和について長年要望してまいりましたけれども、この8月から一部ではございますけれども、スマホ、パソコン等による投資についても認められなど、一定の改善を図られております。引き続き政府に対して、強くそのあたりの環境整備についてお願いしていきたいと思っております。

消費税につきましては、答弁しておりますように、やはりこれは少子高齢化社会における社会保障財源の問題も踏まえまして、国において検討されるべきものと考えておりまして、ただご指摘のように、国税・地方税も含めた軽減については、幅広く引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

**【みつなが議員：指摘要望】** ご答弁ありましたように二元代表制の一翼を担う議会の意思、近畿全体の意思も踏まえて対応していただきたいんですけども、やはり中小企業支援の中でも、協力金等の対象とならない事業者への支援策、これは即具体化していただくとともに、消費税については本当に触れられませんので、国で論議するのは当たり前ですけども、京都府知事として、これだけ苦しんでおられて一方で最低賃金の答申などでもその事を言われているときに、何もそのことを求めないのは問題だと。厳しく問題だと指摘しておきます。

## 第6波にむけた医療提供体制について

次に新型コロナウイルス感染症の第6波を視野にいたした、医療提供体制についてです。

コロナ感染が蔓延する中で、陽性であっても入院できない患者さんの命と健康を守る仕組みが必要で、その役割を担っているのが「保健所」で、業務としての「健康観察」です。現在、毎日の陽性者は減少

し、緊急事態宣言解除の方向が示されていますけれども、いまだ自宅療養者は 1100 人を超えておられます。今の時期、これまでの経験と教訓を生かすことが必要だと考えます。

こうした中、6月4日に厚生労働省が積極的疫学調査についての通知を発出し、8月6日から、濃厚接触者特定リスト作成を陽性患者が発生した各事業所に任せることとなり、また健康観察についても、いくつかの保健所で、地区医師会や開業医の先生らにお願いして、すでに実施が始まっているとお聞きしています。伺いますと、これは健康観察の業務委託ではなく、往診も含めて保険診療とのことだと聞いています。

一方で、京都市は、各地の民間医療機関に自宅療養者健康観察を業務委託し、万が一の場合は。訪問看護ステーションから訪問もあるとし、業務委託を全市に広げる方針とお聞きしています。

そこでまず伺います。自宅療養者が激増し、なおかつ保健所の業務が逼迫した経験から、現場では保健所長が地区医師会などと協議して健康観察や訪問診療の具体化が図られているにもかかわらず、京都府として明確な方針をなぜ示されないのでしょうか。お答えください。また、京都市と京都府の具体化方針が違うことについて、その理由を明らかにしてください。

さらに、保健所の支援体制が極めて不十分と考えます。不要不急の事業の見直しと一体に第6波を見据えた支援体制の強化が必要とかがえませんが、基本方針をお聞かせください。

さて、第5波で自宅療養者が最大7,000人と発表された経験から、医療に直接アクセスできるように、保健所等の体制の強化に加え、自宅療養者への生活支援等が避けて通れません。2月6日に、コロナ特措法改正に伴い、厚生労働省から、生活支援をすすめるための市町村との連携の推進についての通達が発出され、また8月24日には再度、通知が出されました。報道によると、京都府は、市町村との情報共有や生活支援の連携ができてない県の一つとされていますが、すでに京丹後市では、生活支援サービスが始められるなど、いくつかの自治体で、府保健所との情報共有と連携が始められようとしています。これまで、何度も私はそのことを求めてきましたが、今後の情報共有と生活支援等についての仕組み構築のための基本姿勢と、そのメドについてお聞かせください。

さらに、京都府は病床を増やしてきましたが、通常医療への影響もあり第6波を見据え、臨時的な医療施設を準備することがどうしても避けられないと考えます。そこで京都府の場合、宿泊療養施設と入院待機センターがあり、それを利活用して、今の方式から発展させ、一定規模のホテルなど借り上げ、同じ場所に設置するなど、見直す必要があると考えますが、いかがですか。

また府北部や南部地域にも設置し、臨時的医療施設登録で中和抗体療法もできるよう今から準備にとりかかるべきと考えますが、いかがですか。

**【長谷川健康部長：答弁】** 自宅療養者への健康観察、訪問診療などの支援方針についてでございます。京都府では、保健所が毎日の健康観察を通じて、症状の悪化などを確認した場合には、入院医療コントロールセンターに報告し、コントロールセンターの医師の判断により陽性者外来の受診や訪問診療につなぐしくみを構築し、京都市を含む府域全体で実施してございます。自宅療養者への健康観察、訪問診療にあたっては、京都市を含め各保健所が管内の患者数や業務の状況、地理的な条件など地域の実情をふまえ、地区医師会や地元の医療機関等とともに、様々の工夫を実施しながら実施しているものであります。

次に、保健所の支援体制についてでございます。京都府におきましては業務負担が大きい感染者の入院調整など本庁で一括して引き受ける独自の仕組みを構築し、保健所の負担軽減を図っているところで

ございます。さらに、専門知識が必要な業務には、保健所間の相互支援、市町村保健師や京都府看護協会の応援などにより体制を構築する他、イベントなどの延期・休止を含めた事務事業の見直しにより、新型コロナウイルス関連部局以外から職員を送り込み、保健所等に必要な人員を配置してきたところがございます。引き続き、変異株の影響により、これまでに無い早さで感染が広がった第5波の経験等を踏まえ、府民の命を守ることを最優先に、保健所体制の充足な強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、自宅療養者への生活支援における市町村との連携についてでございます。自宅療養者への支援につきましては、京都府がパルスオキシメーターや生活物資を届けておりますが、京都府との連携のもと、買い物代行や配食サービスなどの生活支援を実施されている市町村もでございます。

今後とも、自宅療養者のご家庭の事情をよくお聞きし、市町村との連携を密にしながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、臨時の医療施設と中和抗体カクテル療法についてでございます。臨時の医療施設につきましては、現在、島津アリーナ京都に開設している「入院待機ステーション」を臨時の移動施設と位置づけ、30床を確保しているところであり、今後、医療体制がより逼迫した場合においても、機動的に稼働することとしております。なお、中和抗体カクテル療法につきましても、必要なときには投与できるようすでに体制を整えております。

また、宿泊療養施設につきましては、入所者の状況に応じて、陽性者外来や入院医療機関につなげる仕組みがすでに整っており、中和抗体カクテル療法につきましても、これまでに20名以上の方を投与可能な医療機関まで送迎し、治療を受けていただいているところがございます。

なお、京都府では、入院医療コントロールセンターにおいて、府内すべての患者の状況と医療機関や宿泊療養施設、入院待機ステーションの状況を把握のうえ、搬送手段も確保し、府内全体で一括して入院調整を行っており、北部、南部地域の患者を含め、適切な入院、療養先の選定を行っているところがあります。引き続き、必要な医療体制の構築に努めてまいります。

**【みつなが議員：再質問】** 9月15日付の京都医報を読みますと、「自宅療養中の高齢者等に対し、京都府に事前登録した事業所が訪問を行う」とも書かれていて、一体、何が方針なのか、府民的にも明らかにされていないけれども、現場の保健所長さんや地区医師会さんとの努力の中で具体化が図られていると。これ一体、府民にどう説明するのかということについて明らかにして頂きたいと思います。

もう1点は市町村との、情報の共有や連携のあり方について、「説明している」という話がありましたけれども、八幡市議会で、「通知など京都府から何も届いていない」という答弁が先日ありました。京都府方針として、はっきりと示すべきでは無いかと。これについても、再度お答えください。

またコロナ専門病院が一番いいと、入院コントロールセンター長が新聞のインタビューで答えられました。さらに、府民環境厚生常任委員会では、センター長が、「入院待機ステーションや宿泊療養施設が一体で、医療提供ができればよりベターだ」と答弁されました。それらについての具体化は進んでいるのか。検討されているか。はっきりお答えください。

**【長谷川健康福祉部長：再答弁】** まず1点目、訪問診療のおたずねでございました。訪問診療につきましては、自宅療養者の支援の関連でございますが、各保健所、各市町村によりそれぞれ状況も異なっております。それぞれ、保健所、医療関係者の方と連携を密にしながら、本庁と連携を密にしながら、適切な対応を図ってまいりたいと考えているところがございます。

また、管内の患者数や業務の状況、地理的な条件など地域の実情を踏まえて、地区医師会や地元の医療機関とともに、様々な工夫をして実施をしてみたいと考えております。

2点目の市町村との連携についてでございます。市町村との連携につきましては、現在、各保健所きまして、それぞれ工夫をしながら、市町村の連携の中で買い物代行や配食サービスなどが実施されてございます。国からも、市町村連携の通知が発出されてございますので、今後とも、自宅療養者のご家庭の状況をお聞きしながら市町村とも連携し適切な対応を検討していきたいと考えております。

3点目につきましては、宿泊療養施設、臨時の医療施設等々の整備の関係でございます。確かに、理想的な形で言いますと、議員ご指摘のとおり、宿泊療養施設や入院待機ステーション等々の一体的な運用が望ましいものと思われませんが、コロナ受け入れの特性上、様々な制約がございます。施設の問題であるとか、住民に対する十分な説明、また、現行の施設の状況であるとか、医療関係者の人材確保等々がございます。これらを踏まえながら、原状、何が出来るか引き続き検討してみたいと考えております。

**【みつなが議員：指摘要望】** 部長の答弁を聞いていますと、全部現場の努力でなんとかなっているだけで、京都府がはっきり方針を示してないと言うことが、改めて明らかになったなと思います。知事が現場を本当に把握していただくということと、イニシアチブもしっかりもっていただきたいと。そのことを強く求めておきます。

## 丹後半島地域の風力発電建設について

**【みつなが議員】** 質問の最後に、丹後半島地域における風力発電施設建設についてです。

今年8月に公表された国連「気候変動に関する政府間パネル」IPCCの報告では「人間の活動による影響が大气・海洋・陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と「気候危機」の原因を断定しました。今後気温上昇を1.5度以内に抑えるためには、温室効果ガス排出量を2050年頃にゼロにする必要があります。こうしたなか、日本では、固定価格買い取り制度FITの創設以降、京都府内でも、現在建設中の南山城村メガソーラー発電や撤退することとなった舞鶴市のパーム油発電所建設計画など、大手資本などが地元合意なく再エネに名をかりた大規模施設建設を伴う事業を進める事例があります。そしてここに来て、丹後半島地域に、大規模風力発電建設計画がいくつも持ち上がっています。

その一つが、今年5月に明らかにされた大手ゼネコンの前田建設工業が建設しようと計画している二カ所です。今回の計画では、太鼓山風力発電所がハブの高さが50メートルだったのが、最大120メートル、全体の高さにいたっては最大180メートルのぼる巨大な風車が、宮津市側に12基、京丹後市側に15基計画されています。その建設にあたっては、巨大ブレード運搬のための搬入路を尾根沿いに山を削って建設、2年に及ぶ工期など、周辺環境に大きな影響が出る可能性があります。

この地域は山陰ジオパーク・丹後天橋立大江山国定公園に含まれる地域で、宇川流域には、京丹後市指定文化財の天然アユ生息地でもあり、さらに京都府レッドデータブックには、要継続保護として貴重な地形とされています。しかも、近年相次ぐ土砂災害の影響を増幅させるのではとの不安も広がっています。

こうしたことから、上宇川連合区長会として7月には京丹後市長に緊急要請書を提出され、現在、前田建設工業は「配慮書の8月公告縦覧は見送る」「FIT認定申請を今年度は見送る」と表明がありました。

また、今年7月には、福岡市の自然電力株式会社が、京丹後市大宮から峰山にまたがる羽衣伝説発祥

の地である磯砂山（いさなごさん）に 14 基の風力発電建設計画も明らかにされています。事業者によれば、8月に風況観測調査、10月にFIT入札参加、12月から環境影響評価手続き開始とされ、先の計画同様「あまりに性急、拙速にすぎる」との意見が噴出しています。

今回の計画は、もともと東京や福岡の大手建設業者で、その本質は風力発電施設建設の形をした、「丹後半島の自然や景観、生活環境を壊す大規模開発」と言えるのではないのでしょうか。

今年7月に示された「京都舞鶴港前島ふ頭再生可能エネルギー活用事業」をはじめ、京都府のエネルギー政策は、大規模開発型となっていますが、一方で、今年3月に策定された「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン第2期」では、「生活環境・自然環境・景観保全に配慮したウィンドファームの導入」とし、「地域共生・環境調和を重んじ、地域活性化にも資する再エネ設備の導入」、「府内の大学・研究機関・ベンチャー企業等と連携し、脱炭素社会を支える再エネ関連技術の実装と、それによる府内企業の事業機会の創出」とされています。この方針に照らし、これら大規模開発計画は、導入そのものに問題があり、いったん立ち止まり、計画を見直すしかないと考えますが、いかがですか。

さて、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン」では、「発電事業者が自治体や地域住民の積極的にコミュニケーションを図ることが求められる」としています。また、環境基本法や環境影響評価法は、改正が積み重ねられ、また「京都府環境影響評価条例」では、風力発電が対象に追加され、騒音対策や環境、景観保全などでアセスが必要とされています。しかし、いずれも「手続き法」「手続き条例」とどまっておき、開発行為そのものに対する規制が弱いのが大きな課題となっています。

実際、前田建設工業による山形県出羽三山への風力発電施設 40 基の設置計画に対し、山伏のみなさんの反対もあり設置計画を撤回する、また兵庫県新温泉町の溪谷地域に 21 基を建設する計画に対し、町議会が反対決議、町長も反対を表明せざるを得ないなどとなっています。

こうした中、京丹後市では、兵庫県新温泉町や三重県津市など、大規模風力発電施設の建設に対し、住民や議会、首長などが反対している自治体の取り組み等を調査するための補正予算を計上するといった、住民の要請にこたえる形で、主体的に取り組む方向が一定しめされています。京都府としても、この問題で住民の要望に応える取り組みを進めるべきと考えますがいかがですか。

また例えば高知県土佐清水市では、「再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」を設置し「良好な自然、景観および生活環境調査と災害防止」を目的にしておられます。また環境省は、自治体で「立地困難な保全エリア」など立地条件を調整するゾーニングの手法を推奨しています。私はかつて、メガソーラー発電の建設について、合併前に成立した湯布院町の外輪山へのソーラーパネルの設置規制を景観・環境・防災の観点からゾーニングした条例を紹介し、実現を求めたことがありましたが、風力発電でも、同様の取り組みを検討すべきと考えますが、いかがですか。

**【増田府民環境部長：答弁】**丹後半島地域における風力発電施設の建設についてです。京都府では風力発電を含む再エネの導入にあたっては、環境との調和をはかるとともに地域住民の得ることが前提であると考えており、本年3月に改定いたしました京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランにおきましても、地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進に取り組む事としております。

現在、丹後半島地域において、複数の民間事業者による風力発電事業が計画されており、各事業者により、地域住民に対する説明が地元自治体の立ち会いのもと、実施されておりますが、一部の地域では建設工事による環境面や防災面への懸念が示されていると伺っております。これらの事業計画は、国のFIT制度を活用するものであり、京都府といたしましてはFITの事業計画策定ガイドラインに定め

られているとおり、地域住民の理解が得られるよう事業者にたいし丁寧な説明に努めることを指導しているところでございます。

また、京丹後市におかれましては、市内での事業計画について、今後、事業者に対する環境アセスメントへの市長意見の提出などにむけ、市の条例にもとづく審議会の開催や先進地への視察などに要する経費を市議会9月定例会に上程されたものと伺っております。こうした、京丹後市の取り組みは、地域住民からの要望を踏まえ、地元自治体として実施されるものであり、京都府といたしましても環境アセスメントに関する技術的助言など、京丹後市からの求めに応じ協力してまいりたいと考えております。

次に、自治体によるゾーニングについてでございます。国においては、環境保全と風力、発電の導入促進の両立を目的として、平成30年に風力発電にかかる地方公共団体によるゾーニングマニュアルを策定されております。また、本年5月には地球温暖化対策推進法が改正され、国や都道府県が設定する除外区域や環境に配慮すべき基準を踏まえ、市町村が再エネ導入の促進区域を設定することが可能となりました。今回の法改正は、京都府が進める地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進と同じ考えにたつものであり、京都府といたしましては、今後国から示される制度の具体的な内容を踏まえ、市町村が促進区域を設定するための環境配慮基準などの検討を行ってまいりたいと考えております。

**【みつなが議員：再質問】**再質問をします。先ほど答弁がありました。環境影響評価の話が中心だったと思いますけど、アセスの話を書いているわけではなくて、今回、京都府の第2期のプランとの関係で、今回、丹後に計画されている紹介した2つの計画が合致しているのかどうか。そもそもどうなのかということをお聞きしています。それについて答弁がなかったと思います。合致しているのかどうか、あらためてお答えください。それと、ゾーニングについて京丹後市は来年度にむけてやりますという話も出ていますから、それについては積極的に支援して頂きたいとともに、京都府としても具体的にどう取り組むのか、再度お答え頂きたいと思います。

**【増田府民環境部長：再答弁】**京都府におきましては、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現にむけては、再エネのさらなる導入促進が不可欠であり、中でも近年特に技術革新により、多くの発電量が見込まれる風力発電は再エネの導入拡大に大きく貢献するものと考えております。風力発電を含む再エネの導入にあたっては、環境への配慮や住民の理解を得ることが前提である。これは、府のプランにも書いてあるところでございます。丹後半島地域における風力発電事業につきましても、京都府の再エネ導入プランやFIT制度の事業計画策定ガイドラインの趣旨にそった具体的な事業計画が策定されていくものと考えております。

2点目でございますけれども、ゾーニングでございますけれども、さきほども答弁申し上げましたとおり、市町村による再エネ導入の促進地域の設定に際し、都道府県が設定できるとされている環境配慮基準、この基本的な考え方などにつきましては、国において議論が始められまして、京都府といたしましては、こうした議論の状況も踏まえ環境配慮基準などについて検討してまいりたいと考えております。引き続き、風力発電事業者に対して環境調和を促す取り組みや地域住民への丁寧な説明に努めるよう指導してまいりたいと考えております。

**【みつなが議員：指摘要望】**今回の京丹後市の計画というのは、まさに再生可能エネルギーの普及に名を借りた、他府県の大規模事業者によるしかも建設業者等による大規模開発。こういう性格を持つものなんです。だから、再生可能エネルギーの普及が必要なんだけれども、それに名を借りて、開発を進

めるというやりかたは、そもそも京都府の第2期の計画と矛盾するのではないかと思います。京丹後市でも、住民のみなさんが積極的に関与してほしいということで補正予算をつけておられますけれども、府が積極的に関与するとともに、抑止する仕組みの構築を強く求めて質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。